

社会福祉法人町田市社会福祉協議会役員等表彰規程

社会福祉法人町田市社会福祉協議会役員等選任規程（昭和50年4月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人町田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等として、本会又は地域社会福祉の増進に功績があった者に表彰状・感謝状を贈呈し、功績を称えることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において「役員等」とは、理事、監事及び評議員をいう。

（表彰状・感謝状の贈呈）

第3条 会長は、役員等が満10年在任し、本会の発展に寄与してその職を退任したとき（引き続き役員等に就任したときを除く）は、理事会の同意を得て、表彰状を贈呈する。

2 会長は、役員等が2年以上在任し、会の発展に寄与してその職を退任したとき（引き続き役員等に就任したときを除く）は、理事会の同意を得て、感謝状を贈呈する。

3 その他、会長が第1項又は第2項の規程に準じると認めるときは、理事会の同意を得て、表彰状又は感謝状を贈呈することができる。

（被表彰者に通知）

第4条 会長は、被表彰者に対し、あらかじめその旨通知しなければならない。

（表彰状・感謝状の贈呈の時期）

第5条 表彰状・感謝状の贈呈は、毎年定時評議員会の終結の時で行う。

附 則

1 この規程は、平成15年11月1日から施行し、平成15年5月31日から適用する。

2 この規程の全部改正の前の規定により表彰状・感謝状の贈呈を受け、引き続き役員等に就任した者の第3条の在任期間は、引き続き役員等として在任した期間を適用する。

3 平成29年8月22日一部改正は、平成29年6月29日から適用する。

平成15年11月1日 制 定

平成29年8月22日 一部改正